



県 章

滋賀県公報

平成 25 年 (2013 年)
3 月 18 日
号 外 (4)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第 6 項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年 3 月18日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について
- 2 監査実施期間 平成23年 7 月 4 日から平成24年 3 月 5 日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成24年 3 月16日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) 道路 (舗装) 資産関連情報の整理について (道路課)

ア 監査の結果

道路は道路法に整備が定められた道路台帳があるものの、舗装についてアセットマネジメントに利用できるような資産情報 (取得価格、取得年月日、耐用年数、直近の劣化状況、過去の工事履歴等) は十分に整理されていない。情報の蓄積については一部で取り組みを始めているが、今後のアセットマネジメント実施のために、舗装に関する資産情報や補修履歴データは利用可能な状態まで十分に整理されるべきである。

イ 改善措置等の内容

道路舗装のアセットマネジメント実施に向けては、これまでから取り組みを進めていますが、今回の指摘を踏まえ、直近の劣化状況、過去の工事履歴についてデータを 1 箇所に集めて整理しました。引き続き、データ蓄積を続け、維持管理計画を策定する中で、舗装履歴データのシステム化を図ることとしています。

(2) 港湾施設関連情報の整理について (流域政策局)

ア 監査の結果

アセットマネジメント実施の観点から、より詳細な物理的な資産区分や特性に応じた資産区分で整理されるべきである。アセットマネジメント導入に向けて、利用する資産情報を整理し管理することが必要である。

イ 改善措置等の内容

国土交通省の指針によるライフサイクルマネジメントに基づく維持管理計画により対応することとし、平成 23 年度の大津港に引き続き、平成24年度は彦根港・長浜港・竹生島港の 3 港湾について策定しているところです。

その中で、各港湾における維持管理に関するデータを管理し、合理的かつ効果的な維持管理を行うこととしています。

(3) 湖岸緑地中主吉川の利用促進について (都市計画課)

ア 監査の結果

景観や環境学習施設の整備が進んできたことから、本来の公園設置の目的に適った人と自然が共生しながら

学べる利用のプログラムを構築して、子どもを始め幅広い市民利用が図られる必要がある。

利用者数の目標を掲げ、利用促進を図る取り組みなどを行い、過剰な設備投資にならないように活用すべきである。

イ 改善措置等の内容

公園利用者数の具体的な目標値は整備途上のため掲げていませんが、人と自然が共生しながら学べる利用促進策については、指定管理者と連携して、自然観察会などのプログラムの充実を図っているところです。

また、公園管理の取り組み目標に公園利用の促進を掲げ、イベントの開催や公園情報のホームページによる発信を行うとともに、出入口および沿道に公園の案内標識を設置するなど、利用しやすい公園づくりに向け、引き続き取り組んでいくこととしています。

(4) びわこ地球市民の森への指定管理者制度の導入について (都市計画課)

ア 監査の結果

事業着手から現在10年以上も経過し、開設面積も約 60% に達しており、植樹や育樹の技術蓄積も進んできたことから、指定管理者制度を導入して維持管理費用の削減に努めるべきである。

イ 改善措置等の内容

平成25年度には、植樹活動がほぼ達成する見込みです。

育樹活動が主体となる仕組みづくりが確立するまでの間は、これまでの県民の皆さんとの連携・協力関係を継続していくこととして、県が直接管理をしてきたところです。これからは、森を健全に育てる育樹活動が中心となってくることから、育樹活動に対しても植樹活動に協力していただいた個人、団体、企業など県民の皆様の協力を更に得ていくことが必要であると考えています。

このため、今回、指定管理者制度の導入に向けて、森づくり活動に協力していただいている企業・団体などの意向調査を行いました。その結果、全ての方から、指定管理者による民間管理になっても育樹など森づくりのための活動に参加する意志は変わらないとの回答をいただいたので、指定管理者制度の導入について具体的な検討を進めているところです。

(5) 用途廃止予定団地の方針決定後の対応について (住宅課)

ア 監査の結果

「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」では、「耐用年限を超過した住宅は募集を停止する」と定めており、用途廃止と決定した3団地 (大森、今、西神) については、決定時点で耐用年数を経過していたことから、計画策定後直ちに募集停止すべきであった。公営住宅法上は、耐用年限を超過した住棟や用途廃止予定の住棟について、新規募集を実施しても問題はないとはいえ、上述の3団地について用途廃止予定を決定後も計画の変更もないままに新規募集を続けていたことは、不適切であったと考える。

用途廃止予定と位置づけた団地について、廃止に向けた具体的対応策やスケジュールを明確にする必要がある。

イ 改善措置等の内容

用途廃止、建て替えについて検討していた市営住宅との併設団地である大森団地については、市と協議を行った結果、県・市営を併せた建替えに向けた計画策定を平成 25 年度に予定しています。今団地および西神団地については、用途廃止に向け、入居者の他の県営住宅への移転を促進するために、移転費用を支援する制度の創設を予定しています。

(6) 無料駐車場の解消について (住宅課)

ア 監査の結果

滋賀県としても、駐車場使用料を徴収していない団地については、住宅戸数分の駐車場を順次整備して使用料を徴収していく方針ではあるものの、建替えなどの機会がないと、使用料の徴収を進めるのは困難な状況である。

無料で駐車している団地については、県としては駐車を認めておらず、車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書も発行していないとはいえ、有効な資産活用の観点から使用料徴収に向けた施策の実施が必要である。具体的には、全戸分の駐車スペースが確保できる団地はすみやかに駐車スペースの整備を行い、全戸分の駐車スペースが確保できない団地については、いかに使用料の徴収を行うかについての検討が求められる。

イ 改善措置等の内容

戸数分の駐車台数が確保できる団地については、施設改善、駐車場整備の機会に駐車場の管理組合の設立についての説明会を開催しており、速やかに移行できるよう管理組合を通じた駐車場の有料化を進めています。

また、戸数分の駐車スペースが確保できていない団地については、効率的な敷地整備を行った上で、駐車場

の有料化ができるよう、平成25年度に団地内の測量調査を実施する予定であり、引き続き有料化に向けた検討を進めていくこととしています。

(7) 県営住宅に関する管理台帳の整備について (住宅課)

ア 監査の結果

共通する団地について、滋賀県と住宅供給公社がそれぞれ台帳を管理していること、また、滋賀県内でも団地の基礎情報、修繕関係、設備関係とそれぞれの台帳が分かれて複数存在することは、一部の台帳で更新漏れが起りやすく、非効率な管理資料となってしまう。また、住宅課の表計算ソフトによる台帳については、紙面に印刷して情報の共有化はなされているものの、一担当者がデータを管理している。

来年度より指定管理制度が開始されるため、これを機会に整備して、一本化し最新の情報を各担当者が確認できるようなシステム化が求められる。

イ 改善措置等の内容

平成24年度から指定管理制度に移行したことに併い、「県営住宅管理システム」を導入しています。このシステムを活用し、団地・住棟の基礎データや住戸の設備・修繕履歴を県営住宅管理システムに入力したところであり、今後引き続き、データの追加・更新をしていくこととしています。

(8) 普通財産の無償貸付について (監理課)

ア 監査の結果

(7) 家棟川廃川敷に関して、野洲市に無償貸付を行っている土地の中に、転貸されている土地が存在するが、平成22年4月1日以降の転貸承認の処理に遅延があった。確実な事務手続きの執行が求められる。

(4) 野洲川廃川敷は、昭和47年の青土ダム建設に際し、地元集落より地域防災機能の確保や地域住民憩いの場として広場の設置を要望され県が用意した土地で、甲賀市は、無償譲渡又は現状の形態による使用を要望している。

県と市との間には貸付契約が締結されていないため、契約締結に向けて、現在、甲賀市と調整中である。

(7) 林照寺廃川敷は、高島市において地域道路、融雪ポンプ場、消防車庫等の敷地として利用されており、県は、売却又は貸付に向けて、平成10年頃から市町村と協議を行っているが、現在も合意には至っていない。

地元市町村との貸付契約もない状況が長期にわたっている。もっと早期に法的権利関係を明確にしておくべきであった。

これら普通財産の無償貸付は、「条例」第4条より「公用、もしくは公共用または公益事業の用に供するため」であれば可能であるが、昨今の厳しい県の財政状態に鑑みれば、当該条例を根拠に無償貸付を行うのは効率性の観点からは必ずしも適当でない。適正な賃料を徴収すべきである。

このような市町への無償貸付がある一方で、同様のケースで県が市町から無償で借りている場合もあるとのことである。また、土木交通部以外の部課で同様のケースも推測される。したがって、解消には県が全庁的にその有する資産の利用状況を把握・点検し、関係者との調整を行わなければならない。

イ 改善措置等の内容

廃川敷の貸付契約は、平成25年3月31日をもって一斉に期間が満了するため、転貸承認等の処理も含めて、期間更新(延長)の手續に着手したところです。

また、野洲川廃川敷および林照寺川廃川敷の貸付契約締結に向けて、甲賀市および高島市との協議を継続中です。

なお、普通財産の無償貸付については、滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第12号)は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき定められたものであり、条例第4条に定める要件に該当するときは、これを認めることとして差し支えないものと考えています。

(9) 産業廃棄物処理場用地の有効利用について (循環社会推進課)

ア 監査の結果

廃棄物をとりまく社会経済情勢の変化により、事業が中止になったことはやむを得ないが、事業の中止の決定から4年近く経過しているものの、滋賀県として今後の具体的な土地利用の方針は決められていない。早急に資産の有効活用を検討されたい。

イ 改善措置等の内容

当課での土地活用の見込みはないため、5月以降県庁関係課と土地活用について協議するとともに、7月に県庁各課に対して活用計画の有無について照会を行いました。また、県保有地の隣接地を大津市が保有していることから、8月に大津市と県保有地の活用について協議を行いました。

しかし、これまでのところ、有効な土地活用策は見いだせない状況であるので、今後も引き続いて、県庁各

課や大津市と連携して土地活用策を検討していきます。

(10) (財) 滋賀県建設技術センターから県への使用料について (監理課)

ア 監査の結果

(7) 研修室においては、(財) 滋賀県建設技術センターが、県・市町の技術職員向けの研修や、民間技術者向けの研修を実施しているが、使用料の算定基礎に含まれていなかった。

(4) 試験棟においては、(財) 滋賀県建設技術センターが県に対して使用料の算定基礎として申請している部分以外の箇所についても、機械が設置されており、使用が認められた。

使用料の算定基礎と実際の使用状況が異なる場合、適切な使用料の収受が行われないことから、(財) 滋賀県建設技術センターによる実際の使用実績に基づいた使用料の見直しについて検討されたい。

イ 改善措置等の内容

行政財産の使用料については、行政財産の目的外使用をする場合に、使用料を徴収しており、財団運営事務に使用する事務室や試験棟の主な試験機械の専有面積が対象となっています。

(7) 研修事業の対象は主に県・市町職員ですが、民間事業者も対象に実施しています。

いずれの研修も公共工事の品質確保という県の行政目的に合致したものであり、行政財産の目的外使用には該当しないものです。

(4) 試験棟については、試験事業が本来の行政目的であるものの、排他的に固定している主たる機械の専有面積について、使用料を徴収していましたが、今回の指摘を機に、建設技術センターと協議の上、付属的な機械の専有面積についても、新たに平成24年4月1日から使用料を徴収することとしました。

(11) 県有建築物保全支援システムの有効性について (建築課)

ア 監査の結果

当該システムは、平成15年に導入しているが、登録されている施設が県として網羅されておらず、ユーザーも建築課に限定され、建築課での利用も備わっている機能の一部しか利用していない。

現在のシステムの有効性を検証し今後の利用について検討し直す必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成24年度においては、県庁舎等を所管する総務部総務課、各合同庁舎を所管する税政課および警察庁舎を所管する警察本部会計課の利用者登録を行い、システム機能の試験的利用を開始しました。

平成25年度は、引き続き利用者の拡大を計るとともに、各所属の利用状況を踏まえながら、データ内容や操作性について意見を聞き、有効利用に向けたシステムの改善について検討を行います。

(12) 登録データの網羅性・正確性について (建築課)

ア 監査の結果

工事データの登録は建築課で行うため、建築課の関与しなかった修繕等についてはデータの登録が漏れる可能性がある。具体的には、各部署で独自に実施した修繕についてのデータ及び指定管理者に修繕させているものについての修繕データについてはデータの登録が漏れる可能性が大きいと考えられる。

当システムに登録されている機器・部材の修繕データについては、網羅的にシステム録できる仕組みが必要である。

イ 改善措置等の内容

各部署で独自に実施した修繕の件数および内容を把握するため、地方機関8機関を対象に、独自に実施した平成23年度の修繕工事の内容に関する調査を行うとともに、同8機関の設備・部材等の現状データの抽出を行いました。その結果、修繕工事の内容は、システム登録されていない部材の破損・劣化等による取替、補修が大半でしたが、平成25年度は、更に詳細な分析を行い、修繕データの網羅的な登録の必要性も含めて検討を行います。

(13) 登録対象外資産について (建築課)

ア 監査の結果

現在、県営住宅、警察本部の施設が当該システムの登録対象外となっている。対象外となっている理由は、システム導入当時の理由であり現時点での合理的な理由とは判断できない。このことから、関係する部局と協議を行い登録対象とするべきである。

イ 改善措置等の内容

県営住宅については、関係部局と協議を行い、「県営住宅管理システム」を利用することとしましたので、当該システムの対象外としました。

警察本部の施設については、協議を踏まえ、システムの有効性の検討を行うこととし、現在試験利用を行っ

ています。今後、一定のデータが蓄積された時点で、登録対象とするかどうかについて改めて協議することとしています。

(14) 総務課におけるアセットマネジメントへの取り組みについて (総務課)

ア 監査の結果

本庁舎及び大津合同庁舎については中長期の修繕計画が定められておらず、限られた予算の中で緊急性の高いところから施設・設備の修繕を行っているため、修繕が計画的に、また、十分に行われていないのが現状である。

計画的に維持管理を行うことにより、資産を長寿命化させる手立てを講ずる必要がある。

イ 改善措置等の内容

これまで総務課としては、所管する庁舎に係る更新計画を基に、工事の平準化や集約化に努めてきたところです。平成24年度、県有建築物保全支援システムに当課も利用登録を行いました。同システムについては今後改善について検討されることから、その進展状況に応じ、必要な情報を活用しながら、より計画的かつ適正な維持管理を行っていきたいと考えています。

(15) 自治振興課 (税政課) におけるアセットマネジメントへの取り組みについて (税政課)

ア 監査の結果

地方合同庁舎では、各庁舎について中長期の修繕計画が定められておらず、限られた予算の中で緊急性の高いところから施設・設備の修繕を行っているため、修繕が計画的に、また、十分に行われていないのが現状である。特に、築年数の古い高島合同庁舎 (昭和42年)、湖東合同庁舎 (昭和46年) は築40年前後となっているため、計画的に維持管理を行うことにより、資産を長寿命化させる手立てを講ずる必要がある。

イ 改善措置等の内容

地方合同庁舎においては、関係課と連携しつつ、重要性和緊急性を勘案して修繕を行ってきました。平成24年度、計画的に修繕するために地方合同庁舎にかかる更新計画を作成しました。また、建築課が所管する県有建築物保全支援システムによる情報を活用できるよう、当課においても同システムの利用者登録を行いました。

当面は、各地方合同庁舎の更新計画により計画的に維持管理をすることとし、今後、同システムについては改善について検討されることから、その進展状況に応じ、有効活用を図ることによって、より計画的かつ適正な維持管理を行っていきたいと考えています。

(注) 平成24年度から地方合同庁舎の所管は、税政課に変更されました。

